

業務部速報

No. 34

発行 14. 11. 28

JR東労組 業務部

申12号
第2回

「京浜東北・根岸線および横浜線の乗務員基地再編成」の
中止・見直しを求める緊急申し入れ団体交渉

会社から新たな考え方が示され、「議論経過メモ」を締結！！ 1項終了！
2・3項別途・継続議論

1. ダイヤ改正後の流動等に鑑み、下十条運転区の廃止については、平成 27 年度の大田運輸区（仮称）発足時に変更する。
その場合、大田運輸区（仮称）の体制については、引き続き議論する。
2. 平成 27 年 3 月ダイヤ改正に向けて、下十条運転区からさいたま運転区（仮称）へ転出を行う。
3. 同様に蒲田車掌区からさいたま車掌区（仮称）へ転出を行う。
4. 申第 12 号第 1 項において検討事項として提起があった、夕通勤帯の列車本数およびそれに関連した下十条運転区の体制、大田運輸区（仮称）の体制については、平成 27 年春のダイヤ改正実施後の状況に鑑み、安全、輸送品質、異常時対応等の観点から、改めて「労使間の取扱いに関する協約」に則り、信義誠実に労使で議論を行っていく。

1. 「ダイヤ改正後の流動に鑑み、下十条運転区の廃止は、平成 27 年度の大田運輸区（仮称）発足時に廃止する」について

- ・ 2015 年 3 月ダイヤ改正の列車ダイヤは、既に想定しており、その想定に基づき車両運用を行う。
- ・ 上野東京ライン開業後の流動を加味し、必要があれば車両運用を見直す。
- ・ 大田運輸区（仮称）発足時に、運行状況や旅客流動を鑑み、あらためて体制を決めていく。
- ・ 大田運輸区（仮称）の体制や下十条運転区の業務量の振り分けは、線区全体を考え、引き続き議論する。

旅客流動等の検証が重要！

2. 「平成 27 年 3 月ダイヤ改正に向けて、下十条運転区からさいたま運転区（仮称）への転出をおこなう」について 輸送品質が確保されているか、検証が重要！

- ・ ダイヤ改正時に、下十条運転区の現行の 7 割の業務量(行路)を移管。

3. 「同時に、蒲田車掌区からさいたま車掌区（仮称）への転出を行う」

- ・ 数十名規模の異動（申 7 号回答）を、10 枠程度（15 名程度）へ変更！

上野東京ライン開業など、「不確定要素が多い」ことから、ダイヤ改正後の流動を見た上で、安全や輸送品質の低下を招くと判断できる場合は、

【検証項目】

- (1) 夕方ラッシュ帯66本の車両運用
- (2) 下十条運転区の乗務員体制
- (3) 赤羽～蒲田間の輸送品質向上に向けた大田運輸区（仮称）の体制

労使協議を引き続きおこない、
対策をおこなうこと
確定情報！